

2015年9月

旭硝子板ガラス建材総合カタログ 技術資料編
「テンパライト®SS工法」記載内容の訂正及び改訂について

旭硝子株式会社 ガラスカンパニー
AGC グラスプロダクツ株式会社

平素は、弊社AGCグループの商品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、2008年発行以降の弊社カタログ『板ガラス建材総合カタログ技術資料編』の強化ガラス自立手摺「テンパライト®SS工法」において、手摺の強度検討に関する日本金属工事協同組合様の自主基準（以下「日金協自主基準」といいます。）を一部正しくお伝えできていない箇所があることが判明いたしました。つきましては、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

また、手摺の強度検討基準につきましては、日金協自主基準以外にも広く一般に採用されている各種関連団体や協会等の定めた基準や実験値等がございますので、この度の訂正に併せ、これらの基準等もご参照いただけるよう、カタログに追加させていただくことといたしました。

お客様におかれましては大変ご不便をおかけしますが、下記ご確認の上、弊社カタログをご利用頂きますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 訂正及び改訂箇所

(1) 日金協自主基準に関する訂正箇所

旭硝子板ガラス建材総合カタログ技術資料編

「8-4 強化ガラス自立手摺 テンパライト®SS工法」

ページ	該当箇所	カタログ発行時期
8-4-2	表1 手摺の安全性検討のための参考となる基準	2009年7月～2015年1月発行分
8-4-2	<ガラス選定例題>	2008年7月～2015年1月発行分
8-4-3	表3 SS工法ガラス選定の早見表	2008年7月～2015年1月発行分

※内容の詳細については、別紙をご参照ください。

(2) カタログ改定により追加される手摺の強度検討における荷重条件の基準等

- ・一般財団法人ベターリビングの墜落防止手すりの基準
- ・日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説 JASS13 金属工事の基準
- ・日本アルミ手摺工業会が定める共同住宅用アルミ製墜落防止手すりの「基本強度」
- ・住まいの安全学（講談社 ブルーバックス B-299）に記載の人の状態別荷重

(3) Web サイト版について

『板ガラス建材総合カタログ 技術資料編』の該当部分の改訂版につきましては、
Web サイト『Glass Plaza～ガラスプラザ』 (<https://www.asahiglassplaza.net/>)
に掲載しておりますので、併せてご参照ください。

2. 従来カタログに基づくガラス厚選定について

(1) ガラス選定に関する懸念とご連絡のお願い

2008年7月改定版以降の弊社カタログに記載されたガラス厚選定方法を使用した場合、日金協自主基準に記載のグレードとは異なるグレードが選定されてしまう場合がございます。弊社カタログに基づきグレード指定によるガラス厚選定をされた際に、意図したグレードに合致しないガラス厚を選定されたお客様につきましては、下記カスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

旭硝子株式会社 カスタマーセンター

お問い合わせナビダイヤル：0570-001-555

(全国どこからでも市内通話料でご利用いただけます)

Tel : 050-3377-5419

[受付時間] 9時～12時・13時～17時 (土・日・祝日はお休み)

なお、設計時や建設工事の段階で、ガラス強度検討用の設計荷重をご指示いただいた場合には、設計荷重によるガラスの強度検討を行ったうえでガラス厚の選定をしておりますので、強度上のご心配はございません。

(2) 従来カタログに基づくガラス手摺の強度について

弊社カタログに記載のテンパライト®SS工法の標準仕様をご採用いただいている場合においては、手摺の最低基準である「4人で寄りかかる(前)」「4人で寄りかかる(後)」という人間動作としての荷重に対する強度は有しているため、手摺用途として、直ちに強度不足となるものではないと考えております。

日金協自主基準の考え方をご紹介させていただいた以降の6年半を含め、本商品販売以来30余年、手摺の強度不足に起因する破損のご報告は頂いておりません。

お客様には、ご心配及びご迷惑をおかけしますこととお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

■日金協自主基準に関する訂正箇所と内容

① ページ8-4-2 表1 手摺の安全性検討のための参考となる基準

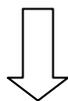
既発行済カタログ（2009年7月～2015年1月発行分）の以下表中囲み部

旧

表1 手摺の安全性検討のための参考となる基準

グレード	建物の適用用途の参考例 (目安)	荷 重		手摺に掛かる人間動作別の水平荷重例	備 考
		N/m	{kgf/m}		
0	柵(安全通路柵、敷地境界柵等)	—	{—}	(荷重は掛からない)	面外荷重が掛からない「柵」
1	個人住宅 (廊下、バルコニー)	0超～735以下	{0超～75以下}	4人で寄りかかる(前) 4人で寄りかかる(後)	手摺の最低基準
2	共同住宅の共用廊下、	735超～980以下	{75超～100以下}	1人でカー杯押す	一般的な荷重
3	避難階段	980超～1225以下	{100超～125以下}	4人走ってばらばらにぶつかる	避難行為にかかわる荷重
4	商業施設・公共施設の通路、 共同住宅共用部、学校、大規模 模オフィスビル避難経路等	1225超～1470以下	{125超～150以下}	1人でカー杯揺り動かす 4人横並びでカー杯押す	BL墜落防止手摺基準(1)相当
5		1470超～1960以下	{150超～200以下}	4人で10m走って同時にぶつかる 4人横並びで同時にカー杯押す	BL基準の中間の値
6		1960超～2940以下	{200超～300以下}	8人で押しくら餓頭状態で押す 20人以上で押しくら餓頭状態で押す	BL墜落防止手摺基準(2)相当
7		2940超	{300超}	(それ以上)	さらに大きな荷重が掛かる用途

(参考資料：「手摺の安全に関する自主基準策定報告書」日本金属工業協同組合、技術検討委員会、2007年12月25日)

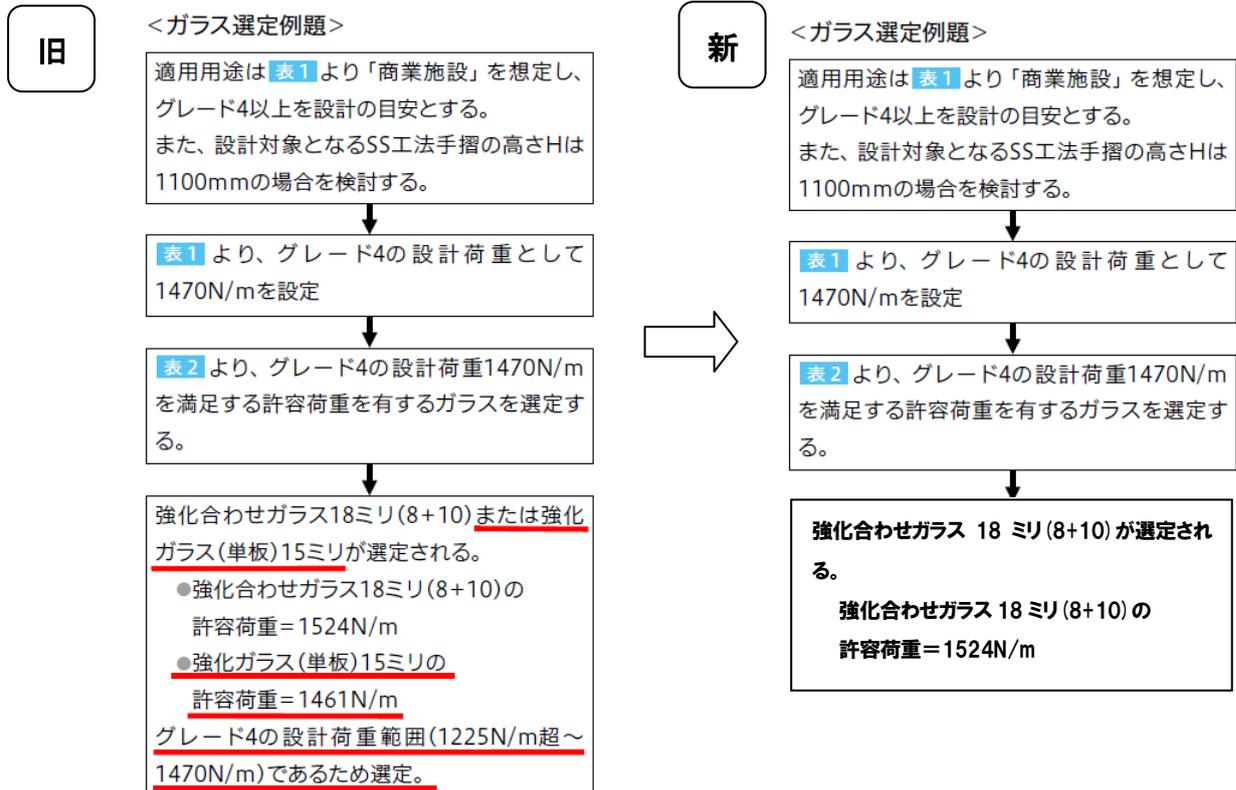


新

グレード	建物の適用用途の参考例 (目安)	荷 重		手摺に掛かる人間動作別の水平荷重例	備 考
		N/m	{kgf/m}		
0	柵(安全通路柵、敷地境界柵等)	—	{—}	(荷重は掛からない)	面外荷重が掛からない「柵」
1	個人住宅 (廊下、バルコニー)	735	{75}	4人で寄りかかる(前) 4人で寄りかかる(後)	手摺の最低基準
2	共同住宅の共用廊下、	980	{100}	1人でカー杯押す	一般的な荷重
3	避難階段	1225	{125}	4人走ってばらばらにぶつかる	避難行為にかかわる荷重
4	商業施設・公共施設の通 路、共同住宅共用部、学 校、大規模オフィスビル 避難経路等	1470	{150}	1人でカー杯揺り動かす 4人横並びでカー杯押す	BL墜落防止手摺基準(1)相当
5		1960	{200}	4人で10m走って同時にぶつかる 4人横並びで同時にカー杯押す	BL基準の中間の値
6		2940	{300}	8人で押しくら餓頭状態で押す 20人以上で押しくら餓頭状態で押す	BL墜落防止手摺基準(2)相当
7		2940超	{300超}	(それ以上)	さらに大きな荷重が掛かる用途

②ページ8-4-2 <ガラス選定例題>

既発行済カタログ（2008年7月～2015年1月発行分）
の以下アンダーライン部の



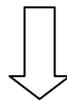
③ ページ8-4-3 表3 SS工法ガラス選定の早見表

既発行済カタログ（2008年7月～2015年1月発行分）の以下表中囲み部の日金協自主基準グレードの表記

旧

表3 SS工法ガラス選定の早見表

見付け高さH (mm)	強化合わせガラス							強化ガラス(単板)	
	8+8	8+10	10+10	10+12	12+12	12+15	15+15	12	15
700	5	6	7	7	7	7	7	4	6
800	5	6	6	7	7	7	7	4	6
900	4	5	6	6	7	7	7	3	5
1000	4	5	6	6	7	7	7	3	5
1100	3	5	5	6	6	7	7	2	4
1200	3	4	5	6	6	7	7	2	4
1300	3	4	5	5	6	6	7	2	4
1400	2	3	5	5	6	6	7	1	3
1500	2	3	4	5	6	6	7	-	3



改訂後のカタログには、上表は掲載いたしません。

(※ご参考)

日金協自主基準のグレードによるテンパライトSS工法® ガラス選定の早見表（訂正版）

見付け高さH (mm)	強化合わせガラス(ミリ)							強化ガラス(ミリ)	
	8+8	8+10	10+10	10+12	12+12	12+15	15+15	12	15
700	4	5	6	6	6	6	6	4	5
800	4	5	5	6	6	6	6	3	5
900	3	4	5	5	6	6	6	2	4
1000	3	4	5	5	6	6	6	2	4
1100	2	4	4	5	5	6	6	1	3
1200	2	3	4	5	5	6	6	1	3
1300	2	3	4	4	5	5	6	1	3
1400	1	2	4	4	5	5	6	1	2
1500	1	2	3	4	5	5	6	-	2

上表はテンパライトSS工法独自の強度設計結果を日金協自主基準のグレードにあてはめ記載したものです。本工法以外ではこの限りではありません。